



スポレク・クラブいひちゃー規約

(目的)

第1条 総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）を設立し、子供から高齢者までの誰もが身近な施設で好みに応じて交流を行い、いつでも気軽に楽しむスポーツ活動、レクリエーション活動のできる環境づくりを図り、広い視野から活動全体について考え、地域住民でつくる総合型地域スポーツクラブの組織を目指します。

(名称及び所在)

第2条 クラブの名称は「スポレク・クラブいひちゃー」とし、うるま市石川体育館内体育協会石川支部内（うるま市石川石崎1-2）に事務局を置く。

(事業)

第3条 クラブの事業は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ教室・講習会等
- (2) スポーツ交流大会
- (3) 広報活動
- (4) その他、スポーツ・レクリエーション活動

(会員)

第4条 会員の資格は、スポーツを愛し相互の連携を図り協力して地域の活性化に努めることができる者とする。ただし、次の事項に該当する者は除外する。

- (1) クラブ内の秩序を乱す者、または乱す恐れのある者。

(入会・脱会の手続き)

第5条 会員となる為には、クラブ加入申請書（様式第1号）によりクラブ事務局へ申請するものとする。なお、財団法人 スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（以下、保険という。）等に加入することを条件とする。

- 2 申請があったときは、事務局において審査し登録の可否を決定し、決定通知（様式第2号）により結果の通知をすることとする。
- 3 会員として登録した者には、会員証（様式第3号）を交付することとする。
- 4 クラブを脱会する場合は、クラブ脱会届（様式第4号）に会員証を添えて事務局に提出するものとする。

(会費)

第6条 会費は、個人会費とし、登録した月から該当する区分の額を納付する。額は別表1のとおりとする。

- 2 保険料は、原則として入会時に年額を納付するものとする。ただし別に保険加入手続きし



ている場合はその限りでない。

3 原則として会費は返還しないものとする。

(役員及び事務局)

第7条 クラブに次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事長
- (4) クラブマネジャー
- (5) サブマネジャー (若干名)
- (6) 書記
- (7) 会計
- (8) 理事 (20人以内)
- (9) 運営委員 (40人以内)
- (10) 監査員 (2人)

2 クラブの事務局は会長、副会長、理事長、クラブマネジャー、サブマネジャー及び書記会計で構成する。

3 会長は、前第1項第1号から第8号に規定する役員の中から互選により選出し、クラブを総括する。

4 副会長は、会長が任命し会長事故ある時は代わってその間クラブを総括する。

5 理事長は、会員の中から会長が任命し理事会を司る。

6 クラブマネジャーは、会員の中から会長が任命し運営員会を司り、事業を執行する。

7 サブマネジャー、書記及び会計はそれぞれ兼務することができるものとし、会長が任命する。

8 サブマネジャーはクラブマネジャーの補佐をする。

9 書記及び会計はクラブの事務を執行する。

10 理事は地域団体やサークル等の代表と、会長による若干名の推薦者で構成する。また、理事は運営委員を兼ねるものとする。

11 運営委員は、各サークル等からの推薦により会長が委嘱する。

12 監査員は、役員または会員の中から選出する。

(会議)

第8条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会

2 総会は、原則として年に1度役員を召集して開催することとし、必要に応じ臨時総会を開催する事ができるものとする。なお、総会の成立は、役員の2分の1以上の参加をもって成



立し、過半数をもって決議する。なお、同数の場合は会長がそれを決める。

- 3 理事会は、年間事業計画を策定し執行管理することとし、四半期毎の開催を原則とする。
なお、必要に応じ臨時開催することができることとする。
- 4 運営委員会は、必要に応じて関連する運営委員を持って開催し各事業の内容について企画立案及び運営にあたる。

(専決事項)

第9条 事業計画の変更により執行する必要があると事務局で判断した場合は会長の専決により執行し、後日に理事会において報告することとする。

(会計)

- 第10条 会計年度は、年度末を持って閉じ決算とする。資金管理は、銀行口座による。会計処理は書記会計が管理し、執行に当っては、事業計画に基づき会長又はクラブマネージャー決裁を持って適正に執行するものとする。
- 2 前項に定める会計は、会費、参加料、寄付金、助成金、その他の諸収入をもって歳入とし、それぞれの事業費、その他の諸支出をもって歳出とする。
 - 3 総会において、決算報告を行うものとする。
 - 4 決済区分については、別に定めることとする。

(規約の改定)

第11条 規約の改定については、理事会において行うことができるものとする。

(補則)

第12条 この規約に定める事項の他に、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年8月20日一部改正。
- 3 平成21年5月9日一部改正

別表1

区 分	月額	保険料年額	備考
中学生以下	150円	600円/年	
一 般	200円	1600円/年	高校生以上
高齢者	150円	800円/年	65歳以上